

MF J 車両公認に関する規則

トライアル車両 限定規則

平成 22 年 1 月 1 日 制定

第 1 条 公認制度

- 財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MF J という）は、国内競技規則に基づき、車両の公認を行う。これは種目別に出場できる車両を指定し、競技の平等性、経済性および安全性を最低限確保することを目的とする。
- 本規則において公認とは、車両が国内競技に出場するための参加資格を認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

第 2 条 申請者の資格

- 車両公認申請を行う事のできる資格者は、国産モーターサイクルに関してはMF J 特別会員、またはMF J 特別会員であるメーカー、外国製品に関してはMF J 賛助会員である輸入代理店とする。
国産モーターサイクルを海外から輸入する場合は、メーカー・輸入代理店のいずれかとする。

第 3 条 申請の方法

- 車両の公認申請は、各申請分類に従って行わなければならない。申請にあたっては、車両公認申請書様式—18①Aを使用し、諸元表様式—18②Bおよび添付書類様式—18②Cを提出すること。
- 申請締め切りは毎月 20 日とする。必要書類のものがなく、締切日までにMF J 事務局にて受理された申請が同月のMF J 技術委員会にて審査される。

第 4 条 公認申請

トライアル車両における「公認車両」の定義：エンジンおよびフレーム打刻が同じである場合は同一の車両とみなす。

1. 申請分類

公認申請の分類は次の通りとする。

1) 新型申請

新たに開発された車両またはMF J 公認車両として初めて登録する車両を申請する場合。

2) 継続申請

すでに公認されている車両の有効期限が満了する前に、引き続き公認を継続する場合。

※ 公認期限が満了し再度申請を行う際に未継続の期間がある場合は、新型車両として申請しなければならない。

※ 継続申請を行う際は、指定の「スペアパーツ供給誓約書」を提出すること。

2. 公認条件

1) 国産車両

F I M公認車両（公認キャブレター含む）は国内出荷台数に関わらず、自動的にMF J 公認車両として扱う。ただし公認申請の手続きを必要とし、申請にあたっては、車両公認申請書類を提出し、公認申請料を納付する。

国内向けトライアル車両は下記の最低台数が国内に出荷されていなければならない。

トライアル	レース専用車両	5 台
	一般市販車両	250 台

※ロードレース、モトクロス、スーパーモタード、スノーモビルは別途定める。

2) 輸入車両

メーカー（国産の場合）および輸入代理店は下記①②いずれかの条件を満たすことによって公認申請を行うことが出来る。公認申請については、車両公認申請書類に輸入証明書（通関証明書可）、車体ナンバーを付して申請する。

① 最低輸入台数

トライアル	レース専用車両	2台
	一般市販車両	2台

※ロードレース、モトクロス、スーパーモタード、スノーモビルは別途定める。

② 車両メーカーの出荷証明

車両メーカーから世界市場を対象に50台以上生産したマズプロモデルであることを証明する証明書を添付する。これにより上記①表の最低輸入台数は問わない。

第5条 公認審査

公認審査はMF J技術委員会が行い、その委員会は原則として毎月第4火曜日に開催される。

公認制度の目的である平等性、経済性および安全性に著しく逸脱すると認められた場合、または例外的処置について、MF J技術委員会は公認の可否についての決定権を有する。

第6条 公認発効と有効期限

1. 審査に合格した車両ですでに発売されている車両は、会議日から1ヶ月後の同日付けで公認発効する。発売日が会議日以降の場合は、発売日の1ヵ月後の同日付けで公認発効する。
2. スポーツ専用市販車の場合ですでに発売されている車両は、会議日の翌日付けで公認発効する。発売日が会議日以降の場合は、発売日の翌日付けで公認発効する。
3. 公認の有効期限は発効年を含み10年間とし、10年目の12月末日で失効する。
4. 公認が失効した車両は継続申請することが出来る。
国内公認車両の初回継続申請の有効期限は5年間とする。
2回目以降の継続申請については、スペアパーツ供給誓約書の提出が義務とされ、実際の供給が可能な限り継続申請をすることが出来る。ただし、未継続期間がある場合は、以降の継続申請はできず、改めて申請する場合は新型申請となる。
5. 上記に関してMF J技術委員会が特に認めた場合、例外処置をとる場合がある。

第7条 公認申請料の納付

公認申請は、公認申請書類とともに次の公認申請料をMF Jに納付しなければならない。

車両1件につき	新型	100,000円
	継続	50,000円

第8条 公認車両の途中部品変更

車両メーカーが何らかの理由により不具合対策を余儀なくされ、部品の変更や改造が行われた場合、その部品変更や改造が当該車両の参加クラスに定められた規則に抵触しない、または性能向上を目的としない範疇であれば、変更申請を行うことにより量産途中での部品変更が認められる。その場合、車両メーカーはMF J技術委員会に変更申請を行い、審査され承認を受けなければならない。部品変更申請には以下の証明が必要とする。

1. 変更理由
2. 変更内容（必要に応じ図面提出）
3. 旧部品番号と新部品番号
4. 部品変更実施時期と実施方法
5. 旧部品と新部品の互換性の有無

附 則

本規則は、トライアル車両に限定され、期限付き特別規則として平成22年1年1日から施行する。なお、平成32年（2020年）に本特別規則の見直しを行う。